

お問い合わせ先

### 三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202

kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



## 「三好市まちづくり基本条例」に 名称決定！

11月16日（水）に第3回まちづくり条例策定審議会が開催され、今後のまちづくりの基本となる条例という意味から、条例の名称を「三好市まちづくり基本条例」とすることで合意しました。

前回の審議会では、市議会から提案された議会関連の条文について議論がありました。これを受けて市議会からの修正案が提案され了承されました。主な修正点として、市議会は「政策提案等の権能を有する」ことを明記することとなりました。

続いて、市民参加に関する諸規定が審議されました。条文案ではまず「市民のまちづくりへの参加の権利を保障するため、多様な参加の手段を講じる」と定め、具体的な手段として「市民意見の聴取」、「審議会等」のあり方、「まちづくりの担い手の育成」、市政に関する「情報の共有と公開」、「住民投票」について定めています。

市民参加とともに、「協働」（市民と行政が協力して公共的な課題に取り組むこと）という考え方を入れるべきかどうかという点について議論があり、次回審議会に条文案を提案することとなりました。

審議会等は、市民が政策形成に参加する重要な機会であることから、委員の公募制や会議の開催方法の工夫などについて議論が行われ、「公募によって選任された委員を加えること」、「会議の公開」、「開催日時など市民が参加しやすいよう配慮すること」が盛り込まれています。

まちづくりの担い手の育成については、「あらゆる世代

が参加できる環境の整備に努める」という条項が盛り込まれましたが、事業者に対して従業員が参加できるように配慮を要請するというのも想定し、条例の解説で説明することとなりました。

住民投票については、第1回の審議会の審議をふまえ、住民投票を実施しようとするときは「対象事案に応じた条例を別に定める」、「投票権者や投票の方法などについて、市民の意見が適切に反映されるように考慮しなければならぬ」ことなどの条項が盛り込まれました。

この条例の設置目的の一つには、市の行政運営の原則を定めることが掲げられており、この「行政運営」については、「行政の組織および運営」、「財政の健全化」、市民に行政の内容を説明する「説明責任」、市民からの問い合わせに答える「応答責任」、「行政評価」、「国、県との関係」、「危機管理」に区分して定められています。

市民委員会や市に寄せられた意見として、支所のあり方について要望がありました。これらの市民意見をふまえて「市域が広く山間地が多い」という市の特性をふまえ、行政

運営にあたる」という内容が盛り込まれました。財政に関しては第3セクターについても経営内容を透明化するよう指導すること、市政の評価について「市民の視点で行政評価を行う」方法を取り入れること、国や県と対等な自治体としての立場から「自らの判断と責任において施策を決定する」こと、自主防災組織の育成など危機管理体制の拡充を図ることなどの内容が盛り込まれました。

まちづくり基本条例は市の基本となる条例で「最高規範」（他の条例は最大限この条例を尊重しなければならない）と位置づけられています。そのため条例の見直しや改正をどのように行うのが議論となりました。その結果、「条例の見直しは市民の参加のもとに行う」という条項を加えることとなりました。

最後に、前文起草部会で起草した前文について審議し、了承されました。前文は三好市の歴史文化的特徴をふまえ、これからのまちづくりの理念と決意を述べたもので、市民の意見を聞く会やアンケート調査などで寄せられた意見をふまえて作成されたものです。